

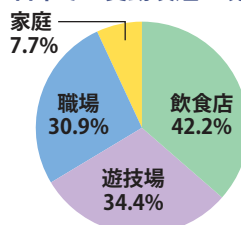
受動喫煙は「望まない喫煙」です!

～受動喫煙の実態を知る～

いまや、受動喫煙は社会全体で取り組む問題となっています

多くの人が利用する施設での受動喫煙防止対策は、健康増進法で定められています。2018年7月、飲食店を「原則禁煙」とするなど受動喫煙対策の強化を盛り込んだ健康増進法の改正案が可決、成立しました。2018年6月に東京都で可決された受動喫煙防止条例は、国の法改正内容よりも厳しいものとなっています。

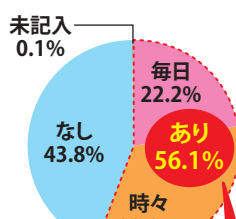
●日本での受動喫煙の現状



※厚生労働省「平成28年国民健康・栄養調査」より

どのくらいの人がたばこの煙にさらされているのでしょうか

- 聖隷で職場の健康診断を受診した方の受動喫煙状況
受動喫煙があると答えた方の中に、非喫煙者はどのくらいいるのでしょうか。



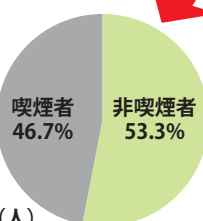
N=195,681(人)

※N=2017年度の保健事業部(健康診断センター・予防検診センター・健康サポートセンターShizuoka)健診利用者数

- 受動喫煙がある(毎日・時々)と答えた方の非喫煙者、喫煙者の割合



53.3%の人が、望まない喫煙をしています。



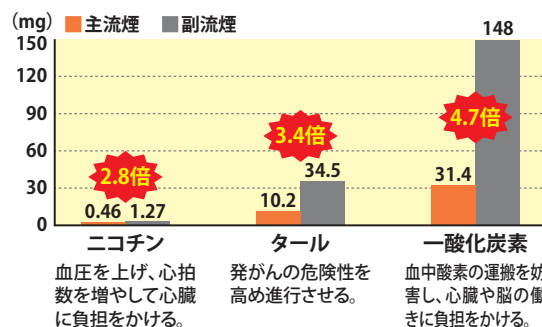
N=109,821(人)

ご存知ですか?

たばこの煙に含まれる有害物質、発がん性物質は、主流煙(喫煙者が直接吸い込む煙)よりも副流煙(火のついた先から立ち上る煙)の方が多いのです。

- 紙巻きたばこ1本あたりの有害物発生量

最近よく聞かれる加熱式たばこの煙にも、紙巻きたばこと同じ有害物質が含まれていることがわかっています。



※参照: ファイザー <http://sugu-kinen.jp/>

2015年6月から、職場の受動喫煙防止対策は事業者の努力義務となりました

中小企業を対象に、喫煙室や換気装置等の設置にかかる経費を支援する助成金制度が設けられています。上手に活用し、1人でも多くの人々が望まない喫煙をしない環境を作りましょう。

※助成金に関する詳細は、厚生労働省ホームページ、もしくは事業場のある都道府県労働局へご相談ください。

厚生労働省 <http://urx.red/LKLLK>



周囲の人たちや自分自身の健康のために、ぜひ禁煙を! 禁煙外来やっています!

2017年度、保健事業部(健康診断センター・予防検診センター・健康サポートセンターShizuoka)の禁煙外来では、77.7%の禁煙成功率を収めました。医師や専門職の力を借りて、一緒に禁煙しましょう。

禁煙治療のお問合せ・ご予約

※受付時間…月～金曜日 8:30～17:00 / 土曜日 8:30～12:00

- ▶ 聖隷健康診断センター (浜松市中区住吉2-35-8) ☎ 053-475-1222・1223
- ▶ 聖隷予防検診センター (浜松市北区三方原町3453-1) ☎ 053-439-1115・1116
- ▶ 聖隷健康サポートセンターShizuoka (静岡市駿河区曲金6-8-5-2) ☎ 054-280-6222

●受動喫煙防止シンボルマーク



※ファイザー https://sugu-kinen.jp/passive_smoking/